

《外来・在宅物価対応料について》

令和 8 年度及び 9 年度の物価上昇に段階的に対応するため、基本診療料・調剤基本料等の算定に併せて物価対応料が新設されました。

診療報酬算定要件に基づき、令和 8 年 6 月 1 日から下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称		点数
外来・在宅物価対応料	初診 再診等	2 点